

産業廃棄物処理計画書

平成 24 年 6 月 日

愛知県知事 殿

提出者
住所 愛知県清須市枇杷島駅前東1丁目1番1
名工建設株式会社名古屋施工本部
氏名 執行役員本部長 伊與田 隆久
(作成者 安全部課長)
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (052)746-1603

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量とその処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	名工建設株式会社名古屋施工本部
事業場の所在	愛知県清須市枇杷島駅前東1丁目1番1
計画期間	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	平成23年度完成工事高275億円
③従業員数	587人
④産業廃棄物の一連の処理工程	・建設現場から発生したガレキ類は再生処理業者に処理を委託 →再生砕石として再資源化。 ・木くずは再生処理業者に処理を委託 →チップ、燃料等として再資源化。 ・廃プラスチック類は中間処理業者に処理を委託。 →燃料、建設材料等として再資源化。 再生不可能な廃プラスチック類は最終処分業者に委託し埋立処分。 ・混合物は、中間処理業者に委託選別し再資源化。 再生不可能な混合物は最終処分業者に委託し埋立処分。 ・石綿含有廃棄物は最終処分業者に委託し埋立処分。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制图)

本店建設副産物連絡委員会（総責任者 担当役員）

建設副産物対策委員会（委員長 本部長）

建設副産物担当責任者

建設副産物担当者会議（土木・建築・軌道部門の現場作業所長等）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度 23 年度）実績】

①現状	産業廃棄物の類	コンクリートがら	アスファルトがら	その他がれき	ガラスくず・陶器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物(安定型)	石綿含有廃棄物(安定型)
	排出量	8,208.1 t	1,709.1 t	5,613.6 t	5.9 t	276.2 t	31.9 t	787.9 t	11.1 t
	産業廃棄物の類	建設汚泥	木くず	紙くず	廃油	廃石膏ボード	混合廃棄物(管理型)	石綿含有廃棄物(管理型)	
	排出量	9,682.7 t	841.1 t	106.3 t	0.4 t	34.3 t	1,080.6 t	1.4 t	t

(これまでに実施した取組)

- ・発生時に分別を徹底し、再生を前提とした業者を選定、処理の委託を行っている。
- ・余剰材の引き取り（木くず）。
- ・廃石膏ボードの新品端材を分別し、廃棄物広域認定業者へ処理委託。

目標

②計画	産業廃棄物の種類	コンクリート がら	アスファルト がら	その他がれき	ガラスくず・ 陶器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物 (安定型)	石綿含有廃棄物 (安定型)
	排出量	8,100.0 t	1,700.0 t	5,600.0 t	5.0 t	240.0 t	30.0 t	770.0 t	10.0 t
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	木くず	紙くず	廃油	廃石膏ボード	混合廃棄物 (管理型)	石綿含有廃棄物 (管理型)	
	排出量	9,600.0 t	800.0 t	95.0 t	0.0 t	30.0 t	1,000.0 t	1.0 t	t

(今後実施する予定の計画)

- ・発生時に分別を徹底し、再生を前提とした業者を選定、処理の委託を行っている。
- ・資材発注の際、余剰が生じないように努める。
- ・過剰梱包の抑制(廃プラスチック類、木くず、紙くず)。

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

①現状・がれき類、木くず、廃プラ、金属くず等は、それぞれコンテナなどにより分別を実施。

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・混合廃棄物の分別徹底。
- ・工事着手前の施工検討会にて、分別する産廃について検討を実施する。

自ら行ふ産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度 23 年度実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類 （再生利用を行 う） 産業廃棄物の量	コンクリート がら	アスファルト がら	その他がれき	ガラスくず・ 陶器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物 （安定型）	石綿含有廃棄 物（安定型）
		0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	産業廃棄物の種類 （再生利用を行 う） 産業廃棄物の量	建設汚泥	木くず	紙くず	廃油	廃石膏ボード	混合廃棄物 （管理型）	石綿含有廃棄 物（管理型）	
		0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	t
（これまでに実施した取組）									
・ 実施例なし									
② 計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類 （再生利用を行 う） 産業廃棄物の量	コンクリート がら	アスファルト がら	その他がれき	ガラスくず・ 陶器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物 （安定型）	石綿含有廃棄 物（安定型）
		0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	産業廃棄物の種類 （再生利用を行 う） 産業廃棄物の量	建設汚泥	木くず	紙くず	廃油	廃石膏ボード	混合廃棄物 （管理型）	石綿含有廃棄 物（管理型）	
		0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	t
（今後実施する予定の計画）									
・ 実施予定なし									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

[illegible]

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

[illegible]

(これまでに実施した取組)

・実施例なし

[illegible]

(今後実施する予定の計画)

・実施予定なし

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]

(これまでに実施した取組)

・委託基準に従って、産業廃棄物を適正に処理できる業者を選定し、書面による契約を実施している。

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。